附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十八号、第十条第一項、第四十条第一項、第四十五条第一項第六号、第四十八条第二項、第四十八条の二第一項及び第二項、第五十七条の四第一項、第六十八条、第九十三条第一項、第九十五条第一項、第百二条、第百二十条第三項、第百二十四条第一項及び第二項、第百六十一条第一項第三号、第百六十五条第三項、第百六十五条の五の三第一項、第百七十六条第三項及び第五項、第百八十条の二第三項及び第五項、第二百三条の三第四号から第七号まで並びに附則第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　減価償却資産の償却」を「第三款の二　仮想通貨の評価
第一目　仮想通貨の取得価額（第百十九条の二―第百十九条の七）
第二目　仮想通貨の評価の方法（第百十九条の六・第百十九条の七）
第四款　減価償却資産の償却」に、「必要経費算入等」を「必要経費算入」に改め、「・第百八十二条の三」を削り、「第三百十九条の十三」を「第三百十九条の十二」に改める。

第五条中「固定資産の意義」を「定義」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「及び」を「、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨及び」に改める。

第三十一条の二第十四号中「事務」を「権能」に改め、「の指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市」を加える。

第五十五条第一項中「第十八条第一項若しくは第二項」を「第十八条」に改める。

第六十一条第一項第六号中「分割承継親法人株式」を「分割承継親法人の株式」に改め、同条第二項中「応じ」を「応じ」に改める。

第八十四条第二項中「第五号」を「第三号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「の商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第八十七条の見出し中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「及び」を「、有価証券で」に、「有価証券」を「もの及び法第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨」に改める。

第九十八条の見出し中「損害賠償金」を「貨物割に係る延滞税等」に改め、同条中「第四十五条第一項第七号（必要経費とされない損害賠償金）」を「第四十五条第一項第八号」に、「この条」を「この項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十五条第一項第六号（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する政令で定めるものは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百第二項（貨物割の賦課徴収等）に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項（譲渡割の賦課徴収の特例等）に規定する譲渡割に係る延滞税及び加算税とする。

第百九条第一項第三号中「同項第五号」を「同項第三号」に改め、同条第二項第一号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第百十二条第一項及び第百十三条第一項中「）の株式又は」を「）又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改める。

第二編第一章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二　仮想通貨の評価

（仮想通貨の評価の方法）

第一目　仮想通貨の評価の方法

第百十九条の二　法第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。）において有する同項に規定する仮想通貨（以下この項において「期末仮想通貨」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末仮想通貨につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末仮想通貨の評価額とする方法とする。

一　総平均法（仮想通貨（法第四十八条の二第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この款において同じ。）をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする仮想通貨の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする仮想通貨の取得価額の総額との合計額をこれらの仮想通貨の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

二　移動平均法（仮想通貨をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする仮想通貨の取得をした場合にはその取得の時において有する当該仮想通貨とその取得をした仮想通貨との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類を同じくする仮想通貨の取得をする都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

2　前項各号に規定する取得には、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨を取得する場合におけるその取得を含まないものとする。

（仮想通貨の評価の方法の選定）

第百十九条の三　仮想通貨の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならない。

2　居住者は、仮想通貨の取得をした場合（その取得をした日の属する年の前年以前においてその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨につきこの項の規定による届出をすべき場合を除く。）には、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨につき、前条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3　前条第二項の規定は、前項に規定する取得について準用する。